



令和2年7月1日発行

第213号

発行所

綾部市森林組合

綾部市宮代町前田20番地5

TEL 42-1035(代)

43-0260 (井倉販売所)

印刷所 株式会社オカムラ

林業こよみ

- ◆ 下刈・クズ防除
- ◆ しいたけほだ木の管理
- ◆ 間伐、除伐



暑中お見舞い

綾部市森林組合

代表理事組合長 角山 宏

盛夏の候 組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、組合運営におきまして、各般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、感染拡大防止のため、開催内容や開催規模など縮小するなど異例づくめの総代会の開催でスタートしたところです。

以後、5月末には全国に出されていきました緊急事態宣言が解除され、普段の日常生活に戻りつつありますが、一部の地域では第2波の感染拡大の動きがはじめており、今後の動向を大変危惧するところです。ただただ1日も早いワクチンや治療薬などの開発を願うばかりでございます。

一方、国においては、今回の新型コロナウイルス感染症による木材の販売量の減少や原木価格の更なる低下を懸念し、第2次補正予算に「林業経営体能力向上支援対策」の事業費が計上され、林業経営体への支援を強化されたところです。

綾部市森林組合におきましても既に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日本経済の低迷、とりわけ、住宅建設の停滞により木材需要が減少し、木材の販売価格が大幅に下落し、組合が行う木材の生産活動に大きな影響がはじめております。

現在の森林・林業を取り巻く大変厳しい状況に加え、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、今後一層厳しい組合の経営環境が予想されますが、総代会でご承認を受けました令和2年度事業計画に基づき、堅実な組合運営に努めて参る覚悟でございますので、今後とも、組合員様の変わらぬご支援、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

暑い日が続きますが、くれぐれもお体十分ご自愛いただきますようお願い申し上げます。暑中お見舞いのごあいさつとさせていただきます。



森林の適正な管理・保全と利用に向けて

京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課長 稲本 佳孝

京都府の面積の約4分の3を占めている森林は、木材を生産するだけでなく、災害の防止や水源のかん養、更には、地球温暖化の防止など様々な機能や働きを有していることは、皆さんも御存知のことと思います。

しかし、木材需要の減少など社会経済情勢の大きな変化によって人と森林との関係が薄れ、所有者や境界が不明な森林の増加、過疎化・高齢化の進展等により手入れが不足した森林が多く見られるようになったことに加え、近年では想定を超える局地的な豪雨や大規模台風が頻発するなど山地災害の発生リスクも増大しており、森林の持つ機能の持続が危ぶまれる状況となつていきます。

こうした中、森林の持つ多面的な機能を維持発揮させるとともに林業の振興に向けて、新たな取組も始まっています。

(1) 「森林経営管理法」に基づく新たな森林管理システム

平成31年4月から「森林経営管理法」という法律が施行され、適正な森林管理を進めるための新たな制度による取組が始まっています。

この法律では、『森林所有者は適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない』と、森林所有者には適切な森林の経営又は管理を持続的に行う責務

があることが規定されており、それを踏まえ、適切な経営管理が行われていない森林については、森林所有者の意向を確認した上で、森林所有者から委託された市町村が主体となり経営管理を実施することを可能とする制度となっています。

制度の概要は、次の図で示しているとおりですが、綾部市でも昨年度から森林の現況を把握し、エリアを特定して順次意向調査を行い、モデル的に森林整備を実施するための取組が開始されています。

この新たな森林管理のシステムを活用して、これまで十分に管理が行われなかった森林の整備が進むことが期待されており、市町村が実施する取組への技術的な助言指導等を行う「森林経営管理サポートセンター(仮称)」設立に向けて、京都府も支援を行います。

(2) 京都府の森林管理・保全等に向けた取組

京都府では、将来を見据えて府内の森林の目指す姿を示し、持続的な森林の保全利用を実現するための施策の基本方向等を定めるとともに、計画的に施策を推進するため「京都府森林利用保全指針」を昨年10月に改定しました。

これまでから、森林整備事業(造林補助事業)による森林の整備や府民の皆さんの安心・安全を守るための治山事業、木材の利用を進め

るための取組などを進めてきましたが、令和2年度もこの指針に掲げた方針である

- ・安心・安全で災害に強い森づくり
- ・府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大
- ・健全で多様な森林づくり

を進めるための取組を進めていきます。

また、これらの取組を進めるため、以前にも御紹介しました「豊かな森を育てる府民税」を活用した事業を今年度も実施します。

府民税を活用した事業については、皆さんの御協力をいただき今年度で5年目を迎えているところですが、貴重な税をどのように活用しどのような効果を発揮しているかなどを今年度しっかりと検証し、今後の「豊かな森を育てる府民税」のあり方を検討していく予定をしています。

(今年度の「豊かな森を育てる府民税」を活用して実施する事業は、P3別表のとおりです。また、「京都府森林利用保全指針」の内容は、府ホームページで御確認いただけます。)

これらの森林整備・管理等に向けた取組は、行政だけでなく、森林所有者をはじめとして森林組合、林業事業者、府民、森林ボランティア団体、企業、大学等が連携しながら、それぞれに求められている役割を果たすことで、その成果が現れるものと考えています。

そのため、組合員の皆様には、森林を府民共通の財産と考えていただき、その森林を次の世代に繋げていくために、森林整備をはじめとした様々な取組に関心を持っていただくとともに、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

森林経営管理制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、**御意向を確認**します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、**市町村と協議の上**、必要に応じて**経営管理の委託手続き**を行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

(出展:森林経営管理制度 林野庁パンフレット(ホームページより))

〈別表〉

令和2年度「豊かな森を育てる府民税」を活用した事業一覧

事業名	事業概要	
安心・安全で災害に強い森林づくり	人と森をつなぐ環境整備事業	公共治山工事と一体的に行う府内産木材を利用した林内歩道等のアクセス整備
	豊かな森づくり推進事業	花粉の少ないスギ等の植栽等の支援、主伐後の環境林造成技術の確立等
	未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業	流木発生のおそれのある危険木の伐採・除去等
	災害防止森林整備事業	倒木や表土流出により人家等に被害を与えるおそれがある区域における、危険木の除去や簡易防災施設の設置等
府内産木材の需要拡大	京都の木のまち拡大事業	府の公共施設、民間の施設や住宅などにおいて、府内産木材を利用した木造化や木質化、木製品の導入等を支援
	CLT普及促進事業費	CLTの設計等総合相談窓口の設置 (※CLT:板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネル)
森林資源の多様な利活用	伝統工芸の森プロジェクト事業費	漆の生産拠点「伝統工芸の森」の造成等
健全で多様な森林づくり	府民参加型里山ふれあい事業	荒廃した里山の整備を府民公募により実施
	豊かな森林継承事業	全国育樹祭を契機とし、「木材需要の喚起・消費拡大」「森を学ぶ・体験する」「次世代の育成」をテーマにイベントを開催
	京の森林文化を守り育てる支援事業	地域住民による社寺の森の保全など、京の森林文化を将来に伝える取り組みを支援
	京の森と木魅力発信事業費	林業や木の文化を発信するイベントの実施等
地域の状況に応じた取組	地域振興推進費	豊かな森を育てる府民税の趣旨に合致する広域振興局管内の森林・林業の特色に着目した事業の実施
	豊かな森を育てる府民税市町村交付金	豊かな森を育てる府民税の趣旨に合致する市町村事業に対して交付金を交付

増資引受のお礼について

組合員の皆様におかれましては、日頃より当組合の事業推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、4月30日付でご依頼をしておりました増資引受について、多くの組合員の皆様にご賛同をいただき増資引受書を提出していただきました。ここに改めてお礼を申し上げます。

今後の予定でございますが、増資引受書を提出していただいた組合員様個々の出資配当預り金を出資金に振りかえ、来年1月末には終了して令和2年度決算関係書類に反映し、来年3月開催予定（開催日未定）の第54回通常総代会の場においてご報告申し上げ、来年4月発行予定の「森林組合だより」の紙面において組合員の皆様にもご報告申し上げたいと考えております。

なお、まだ増資引受書が未提出の組合員様は、4月30日付で郵送致しました「増資引受依頼書」の主旨をご理解いただき、同封しております「増資引受書」をご提出いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

組合員様へのおねがい

森林組合は、組合員様により成り立っている協同組織です。
現在、綾部市森林組合の組合員様は、正組合員4,230名、准組合員142名 合計4,372名（令和2年2月1日現在）の組合員様により組織されております。
以下の届出用紙を準備しておりますので、組合員様に異動等がございましたら、森林組合まで届出をよろしく願いいたします。

- **加入届**
新規に組合員として加入したい場合
- **名義変更届**
組合員様がお亡くなり、引き続き組合員を希望される場合
- **住所変更届**
市内・市外問わず、組合員様の住所に変更があった場合
- **脱退届**
組合員を辞めたい場合
- **払込済出資金証明申請書**
本年より出資証券を廃止いたしましたので、払込済出資金の残高確認・残高証明が必要な場合は、払込済出資金証明申請書で申請をお願いします。払込済出資金証明書を発行させていただきます。また、従来から発行させていただいております、出資金証明書もこちらに替えさせていただきます。



お盆休みのお知らせ

少し早いようですが、お盆休みについてお知らせします。
8月13日（木）～8月16日（日）の4日間とさせていただきます。組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。
8月17日（月）から通常営業いたします。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う

林業センター使用条件について



綾部市より公共施設の使用条件について、適切な感染防止策を行った上で、収容定員の半分以上の参加人数で使用する旨通知を受け、次の通り変更になっております。

状況が変わり次第、その都度対応をさせていただきますので、ご理解・ご協力くださいますようお願い致します。

- 感染防止策として、マスクの着用をお願いします。
- 会場使用の前後に、使用される会場の設備の消毒をお願いします。
(消毒スプレーを準備しています)
- 収容定員について、収容定員の半分以上でご使用下さい。
(当センターで設定している収容定員の半数は次の通りです)



収容定員の半数

大会議室 36名	第1会議室 8名	第2会議室 4名	和室 4名
----------	----------	----------	-------



大会議室



第1会議室



第2会議室



和室



会場使用者の方へ
新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、会場の使用前・使用後に使用設備の除菌をお願いします。
お手数をお掛けしますが、ご理解の上ご協力をお願いします。

好評

今年もやります!!

お盆特別セール

期間

8月4日(火)～
8月11日(火)

(期間中の営業時間9時から16時30分まで)

※水曜・祝・土日定休日

店舗商品5%引き(一部商品除く)

パワフルな使用感で、平地から傾斜地までハードな雑草刈りに
オールマイティに活躍します。



Husqvarna

刈払機 226RJ

排気量25.4cm³
本体乾燥質量4.4kg

39,800円(税込)

※期間中のみ特別価格です。



編集後記

年間予報の通り今年も暑い夏になりそうです。

オリンピックイヤーとして勢いよくスタートした2020年でしたが、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡がり、思わぬ事態に陥りました。日本でも緊急事態宣言が出され、不要不急の外出は避ける等、私たちも自粛の生活を余儀なくされました。

また、7月の初めに各地で降った大量の雨により多くの犠牲者が出ています。

今月号では、「森林の適正な管理・保全と利用に向けて」と題して、京都府中丹広域振興局の稲本課長様に記事を寄せて頂きました。また4月末に組合員様にお送りした増資引受書について、お盆セールのお知らせについての記事を載せています。

つらいことが立て続けに起こりますが、稲本課長様の寄稿にある「次の世代に繋げて」の言葉通り、組合も未来へ繋ぐ取り組みを積極的に行っていきたいと思えます。

次の組合だよりは秋を予定しています。

